

報告第1号

専決処分の報告について

次の事件を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により急施専決したので報告し、承認を求める。

平成26年5月21日提出

守口市長 西 端 勝 樹

記

専決第1号 守口市市税条例の一部を改正する条例案

専決第 1 号

守口市市税条例の一部を改正する条例案

守口市市税条例の一部を改正する条例を、次のように制定する。

平成26年 3 月31日専決

守口市長 西 端 勝 樹

記

守口市市税条例の一部を改正する条例

守口市市税条例（平成11年守口市条例第8号）の一部を次のように改正する。

附則第9条の2第2項中「第15条第9項」を「第15条第8項」に改め、同条第3項中「第15条第37項」を「第15条第34項」に改める。

附則第37条を次のように改める。

（旧民法第34条の法人から移行した法人等に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告）

第37条 第62条の規定は、法第348条第2項第9号、第9号の2又は第12号の固定資産について法附則第41条第3項の規定の適用を受けようとする一般社団法人又は一般財団法人について準用する。この場合において、第62条中「公益社団法人若しくは公益財団法人」とあるのは、「法附則第41条第3項に規定する一般社団法人若しくは一般財団法人」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。